

市内 指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定特定相談支援事業所
指定一般相談支援事業所

管理者様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

変更届の提出方法の変更について（通知） （変更届の電子申請化について）

日頃から本市の障害福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10 日以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下障害者総合支援法）第 46 条及び第 51 条の 25 により「変更届、廃止届、休止届及び再開届」を提出することになっております。これまで、郵送での受付としておりましたが、事業所の郵送コスト減やペーパーレス化の促進等を目的とし、届出方法を郵送から「電子申請（データアップロード方式）」に変更させていただきます。

この通知以降は、横浜市の電子申請システムにデータをアップロードすることで提出が完了します。（なお、郵送での送付については不可とさせていただきます。またメールでの送付についても、事務処理管理の理由から、同じく不可とします。）

1 提出方法

申請に必要なデータ（提出が必要な書類のデータ、エクセルや PDF 等）を準備後、横浜市電子申請システムにて申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/05bb00c2-4afc-46ad-92ae-e3512d502f0d/start>

（ネット検索も可能です。「横浜市電子申請・届出システム」より「手続き一覧（事業所向け）」からキーワード等で検索ください。『（指定障害福祉サービス等事業者）変更届・廃止届・休止届・再開届』）

2 提出書類

別途通知を確認してください。障害福祉情報サービスかながわ＞2. 横浜市からのお知らせ＞③変更等に関する届出等様式（障害者総合支援法）＞指定上の変更の手続・届出方法

3 留意事項

- ・その他詳細については、電子申請システムの上記手続きの案内に記載されています。
- ・本通知は、「提出方法が変更になります」という通知です。変更届を提出してくださいという通知ではありませんが、必要な変更届を提出していない場合は、速やかに提出ください。
- ・電子申請を行うと申込番号が発行されます。受領書を添付いただいても、返送などは行いませんのでご承知ください。
- ・原本での提出をしていた資料についても、スキャンデータをアップロードしてください。

横浜市健康福祉局障害施策推進課施策調整係 指定担当

E メール：kf-syositei@city.yokohama.jp